

## Ⅲ 教職員に係る危機への対応

### 1. 毒物・劇物の紛失及び事故

事例 1 : (紛失) 教員が、毒物・劇物保管庫に保管してある毒物の瓶が紛失していることに気づいた。

事例 2 : (事故) 教員が、劇物の入った薬品瓶を床に落としてしまい、薬品瓶の破片や薬品が室内に飛び散り、近くにいた教員に薬品がふりかかった。

#### (事例 1)

##### (1) 初期対応

###### ① 状況把握

紛失に気づいた教職員は、研究室の使用責任者と協力して保管庫内の薬品の数量や有無を薬品管理システム・毒劇物受払簿により確認し、紛失の状況を当該部局等総務担当係へ速やかに報告するとともに現場の保存に努めます。

###### ② 情報の確認

当該部局等総務担当係は、紛失した薬品の特定を行い、紛失・盗難の疑いが強い場合は、直ちに警察に通報します。

#### (事例 2)

##### (1) 初期対応

###### ① 状況把握

事故の発生を確認した教職員は、近くにいる者に事故の発生を伝え、当該部局等総務担当係へ事故発生を直ちに知らせます。また、負傷の程度を確認して速やかに保健管理センターへ連絡し、可能な応急処置を施します。状況によっては、救急車(119番)の出動要請を行います。なお、出動要請の際には、劇物での事故であることを伝えます。

###### ② 情報の確認と二次被害の防止

当該部局等総務担当係は、総務部人事課に事故の発生を連絡し、現場に急行して初期情報の確認を行い、協力して被害者の救出等の救護措置を行います。

現場の状況が二次被害等の恐れがある場合には、速やかに扉を閉めて被害の拡散の防止を図った後、周辺教職員へ避難を呼びかけるとともに、事故現場への立入を規制します。また、警察・消防署へ連絡します。

#### (以下共通)

##### (2) 連絡体制等

###### ① 連絡系統

連絡を受けた各部局等総務担当係は、事故等の発生を上司の事務(部)長等へ報告します。報告を受けた事務(部)長等は、危機管理員・管理責任者(いずれも部局長)へ報告し、レベル2以上であると想定される場合は、財務課長(事例1の場合)又は人事課長(事例2の場合)へ報告します。

報告を受けた財務課長等又は人事課長等は、事故等の状況を確認し、速やかに総務企画・コンプライアンス推進室(総務課長)、それぞれの事案に関わる担当理事、

### Ⅲ 教職員に係る危機への対応

#### 1 毒物・劇物の紛失及び事故

危機管理担当理事及び総括管理責任者（学長）に報告を行います。

##### ②連絡調整窓口

事故への対応状況等の全ての情報は、財務課長（事例 1 の場合）又は人事課長（事例 2 の場合）に集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

##### ③警察・消防等への連絡

緊急に警察・消防等に通報する必要がある場合は、事務局の了承を要しないこととし、事後報告を行います。

##### ④被害者等の関係者への連絡

負傷者が発生した場合、負傷者の所属する部局等を通じて、被害者の家族・関係者に連絡します。

### （3）事故等への対処等

#### ①危機管理レベルの判定（別表 1 参照）

学長は、危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室他関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部設置など）を検討します。

#### ②危機対策本部の設置

学長は、危機管理レベル等により、事故等の対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※ 構成員（別表 2 参照）

#### ③調査委員会の設置

事故等の状況を踏まえ、必要に応じて調査委員会を設置し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止のための改善策等を取りまとめます。

※ 構成員（別表 2 参照）

#### ④部局等への対応の指示

学長は、被害者への対応、今後の予防策の検討等について、特に必要と認めた場合、関係部局に適切な指示を行います。

### （4）学外対応

#### ①被害者等への対応

教職員に負傷者が出た場合や紛失により学外に被害者が出た場合は、負傷者又は被害者を見舞い、本人やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。この場合において、見舞い等の対応は、原則として事件・事故が発生した部局長が行うこととしますが、状況に応じて、事務局と調整を行い対応について検討します。

#### ②学外への公表等

事故等の発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関からの取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

報道機関との連絡調整は広報室長が、問い合わせへの対応は財務課長又は人事課長が行います。

#### ③文部科学省への報告

総務企画・コンプライアンス推進室は事件・事故の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

①教職員への周知

教職員に対して、発生事例の公表を行うとともに毒物・劇物の保管・管理及び盗難等の防止に対する意識の改革を喚起します。

②再発防止策の検討

事態の終息後、発生事例の原因究明及び分析を行うとともに対応等での不備な点の洗い出しと改善策の検討を行います。

不備な点の改善措置後には疑似事例でのシミュレーション等による検証を実施したうえで、教職員等に対して事故防止策を周知徹底します。

Ⅲ 教職員に係る危機への対応  
1 毒物・劇物の紛失及び事故

別表 1

レ ベ ル 表

レベル1	レベル2	レベル3
<b>紛失の場合</b>		
室内現況等により、毒物・劇物の紛失の疑いがある。	毒物・劇物の紛失が確認された（1研究室）。	複数の研究室で毒物・劇物の紛失が確認された。
<b>事故の場合</b>		
毒物・劇物の薬品瓶等が破損し薬品が漏れている。	毒物・劇物の薬品瓶等が破裂し、器物破損した。 漏れた薬品により、有毒ガスが発生し、危険な状況にある。	毒物・劇物により、負傷者が発生した。
関係者への連絡・報告	必要に応じて、調査委員会を設置	調査委員会を設置 全学へ危機の通報
	危機対策本部の設置の検討 公表（HP、メディア等）の検討	

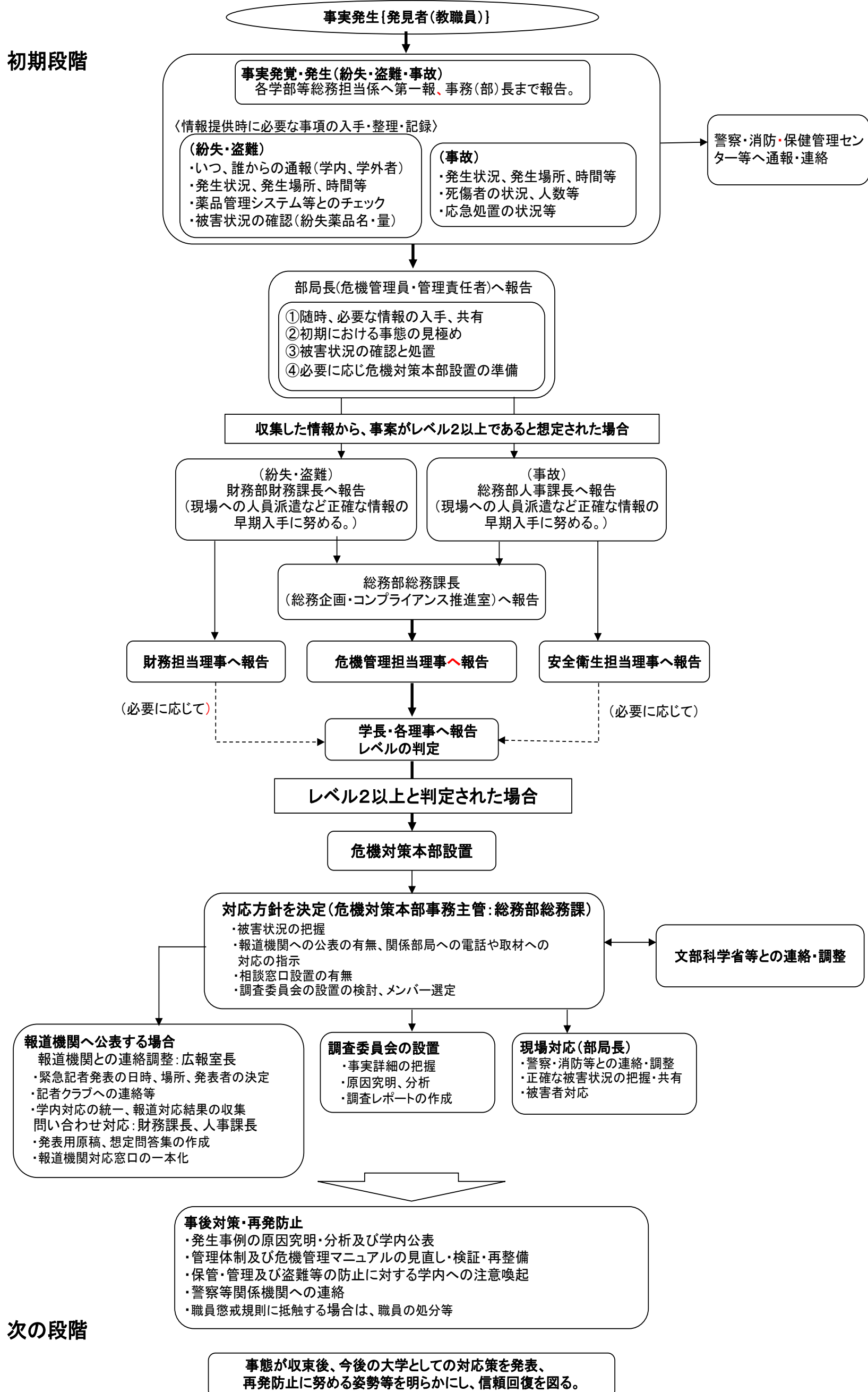
別表 2

毒物・劇物の盗難及び事故時の対応

名 称	構 成 員
危機対策本部	本部長：学長 副本部長：理事（危機管理担当） 本部長：理事，関係部局長，事務局担当部長， 関係部局事務（部・課）長， その他必要と認められる者
調査委員会	理事（総務担当），関係部局長，関係部局の事務（部）長，安全衛生担当者，産業医，その他必要と認められる者
連絡調整窓口（学内対応）	財務部財務課長，総務部人事課長
学外担当窓口	報道機関対応 連絡調整：広報室長 問い合わせ対応：財務課長 人事課長
	文部科学省等対応 総務企画・コンプライアンス推進室

## 毒物・劇物の盗難及び事故時の対応

初期段階



### Ⅲ 教職員に係る危機への対応

#### 2. 単位認定等に関する重大な不正発生時

事例：複数の学生が、「担当教員が正当な成績評価を行っていない」と大学へ申し立て、更に保護者等からもクレームのメールや電話が多数あった。

##### (1) 初期対応

###### ① 状況の確認

当該部局は、当該教員の人権に配慮しつつ、正確な情報の収集に努め、確認・未確認情報を収集、整理し記録し、受講学生に対する被害の有無と程度を調査・確認をします。当該教員が担当している他の授業についても調査確認を行います。

##### (2) 連絡体制

###### ① 連絡系統

当該部局の事務（部・課）長は、所属部局の危機管理員（部局長）に報告するとともに、学生部（教務課長等）へ報告します。

報告を受けた学生部（教務課長等）は、事実の確認を行い、理事（教育担当）及び総務企画・コンプライアンス推進室に報告します。

理事（教育担当）は、学長に報告します。

###### ② 当該教員への連絡

当該教員に対して事実の確認等のために連絡する場合は、当該部局の事務（部）長等を通じて行います。

##### (3) 事案への対処等

###### ① 危機管理レベルの判定（別表1参照）

学長は、教育担当理事、当該部局の危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室他関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（危機対策本部設置など）を検討します。

###### ② 危機対策本部の設置

学長は、危機管理レベル等により、事案への対処のために必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※ 構成員（別表2）

###### ③ 相談窓口の設置

学生に対する相談窓口については、既存の「学生何でも相談室」を活用しますが、特に必要と認めた場合、新規に窓口を設置します。

###### ④ 調査委員会の設置

事件の状況を踏まえ、必要に応じて調査委員会を設置し、事案の発生原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止のための改善策等を取りまとめます。

※ 構成員（別表2）

#### (4) 学外対応

##### ①被害者等への対応

事案について、当該学生やその家族等の関係者に事実を報告し、誠意をもって対応します。この場合において、報告、謝罪等の対応は、当該学部の部局と学生部が連携して行うこととしますが、状況に応じて、大学本部と調整のうえ対応を検討します。

##### ②学外への公表等

事案の発生について、必要に応じてHPやメディア等により学外へ公表します。報道機関との連絡調整は広報室が行い、取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

報道機関等の学外からの問い合わせへの対応は、関係部局又は学生部が行います。

##### ③文部科学省への報告

学生部長又は教務課長は事件の概要を文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

#### (5) 事後対策・再発防止

##### ①学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示等により不正の発生防止のための注意喚起を図ります。

また、事件発生の原因究明及び分析を行い単位認定の処理体制を整備するとともに、不正の再発防止のための改善策を策定し、教職員に対して周知徹底します。

##### ②当該教員の処分

学長は、事件を起こした当該教員に対し、職員就業規則等の規則に基づく処分を決定します。

##### ③大学の信頼回復

事態の収束後、大学として、再発防止のための改善策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

Ⅲ 教職員に係る危機への対応  
2. 単位認定等に関する不正発生時

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>教員が正当な成績評価を行っていないとの情報が担当部署に入った。</p> <p>当該授業の受講者に実質的被害の無いことが判明した。</p>	<p>担当教員が正当な成績評価を行っていない事実が確認された。</p> <p>当該授業の受講者に実質的被害はないが、受講者の一部に納得できない者がいる。</p>	<p>当該授業の受講者に実質的に深刻な被害が生じたり、相当数の受講者に納得できない者がいる。</p> <p>保護者、学外者からのクレームの電話またはメールが届いた。</p>
内部関係者へのヒアリング	必要に応じて、調査委員会を設置	調査委員会を設置
	危機対策本部の設置を検討 公表（HP、メディア等）の検討	

別表 2

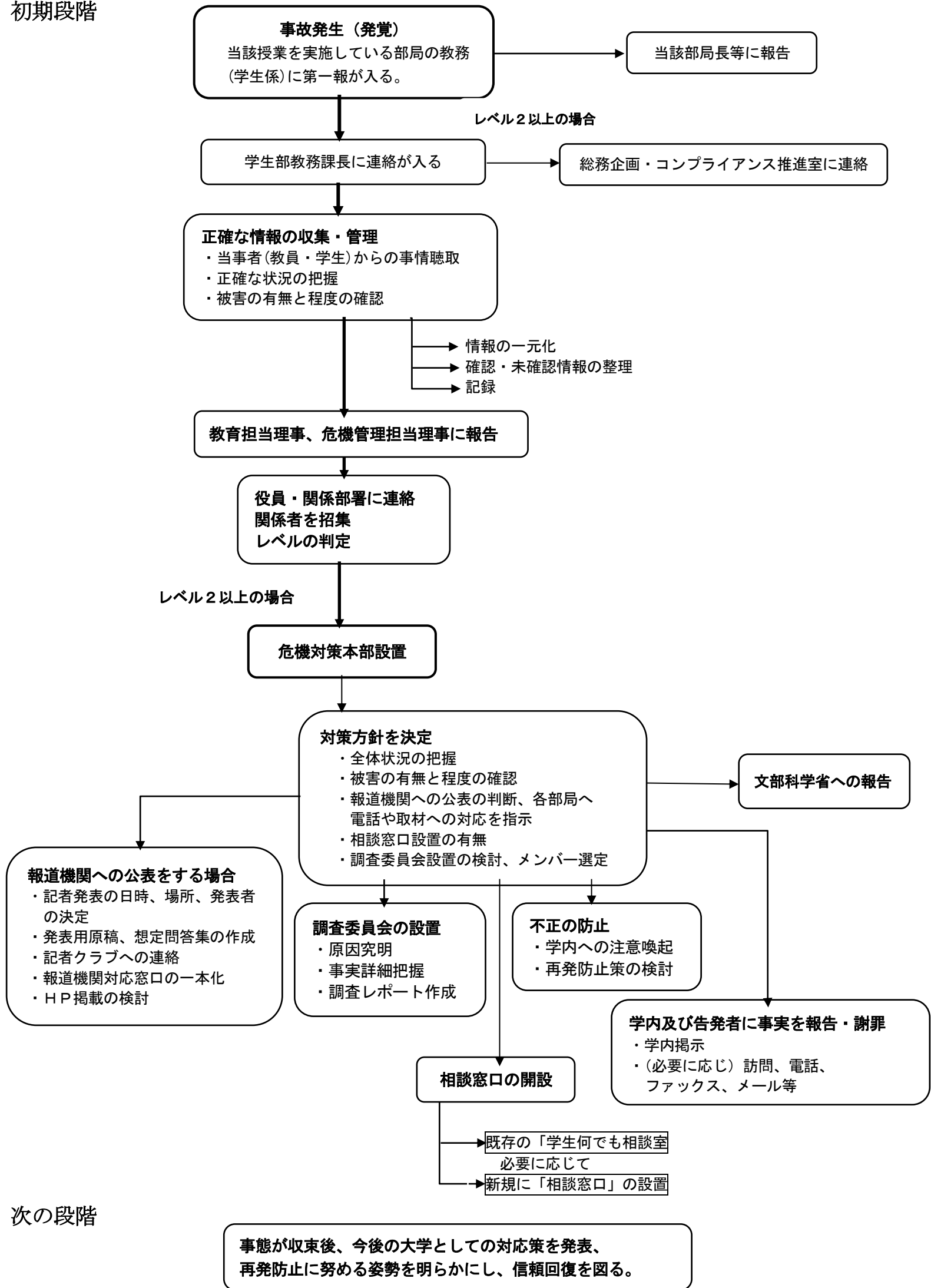
単位認定等に関する不正発生時の対応

名 称	構 成 員	
危機対策本部	<p>本部長：学長 副本部長：理事（教育担当） 本部長：理事（総務担当）関係部局長，学生部長，教務課長， 関係部局事務（部・課）長， その他必要と認められる者</p>	
調査委員会	<p>関係部局長， 関係部局の事務（部・課）長， その他必要と認められる者</p>	
被害者相談窓口	学生何でも相談室又は、関係部局事務（部）長（担当課長）	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部教務課長	
学外担当窓口	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問い合わせ対応：関係部局又は学生部
	文部科学省等対応	学生部長又は教務課長



## 単位認定等に関する不正発生時の対応

初期段階



次の段階

## Ⅲ 教職員に係る危機への対応

### 3. 教職員による重大な犯罪

事例：教職員が学外で暴行事件を起こし、被害者は救急車で病院に搬送されたもののそのまま死亡した。教職員は、駆けつけた警察官に逮捕された。

#### (1) 初期対応

##### ①情報収集

連絡を受けた当該部局の職員は、事件の発生状況を関係機関（警察、消防署、病院等）との連携を図りながら正確な情報を収集整理し、上司へ報告します。

- ・ 事件の発生状況（いつ、どこで、誰が、何を、どうした）
- ・ 被害状況（被害者の有無、怪我等の状況、物損等の状況など）

#### (2) 連絡体制

##### ①連絡系統

事件の第一報を受けた当該部局の職員は、その内容を上司に報告するとともに、総務部総務課に連絡します。総務部総務課長は、事件の状況を確認し、総務企画・コンプライアンス推進室に報告します。

総務企画・コンプライアンス推進室は、当該部局と連携し、警察、消防、病院等から情報を収集し、危機管理担当理事に報告するとともに、総務部人事課及びその他の関係部署に情報提供を行います。

##### ②連絡調整窓口

事件の対応状況等の全ての情報は、総務企画・コンプライアンス推進室に集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

##### ③保護者等の関係者への連絡

本学学生が被害者の場合は、当該学生の所属する部局を通じて、保護者等の関係者に事件の状況や本人の状態、搬送先などの事実のみを伝えます。

#### (3) 事件への対応等

##### ①危機管理レベルの判定（別表1参照）

学長は、関係部局の危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室他関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応方針（危機対策本部設置など）を検討します。

##### ②危機対策本部の設置

学長は、危機管理レベル等により、事件の対処のために必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※ 構成員（別表2参照）

##### ③部局等への対応の指示

学長は、被害者（被害家族）への対応も含めた今後の対応について、関係部局へ適正な指示を行います。

#### (4) 学外対応

##### ① 被害者等への対応

被害者及びその家族への見舞い・謝罪等の対応は、原則として当該教職員の所属する部局長等がおこなうこととするが、状況に応じて、危機対策本部との調整を行い対応について検討します。

##### ② 学外への公表等

事故の発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関からの取材要請等がある場合には危機対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

報道機関等の外部からの問い合わせへの対応は広報室が行います。

##### ③ 文部科学省への報告

総務部長又は総務課長は事件の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報をいれます。

#### (5) 事後対策・再発防止

##### ① 学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、ホームページや掲示等により事件の公表及び再発防止のための注意喚起を行います。

また、事件によりショックを受けている学生がいた場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心のケアを行い、必要に応じて相談窓口を設置します。

##### ② 当該教員の処分

学長は、事件を起こした当該教員に対し、職員就業規則等の規則に基づく処分を決定します。

##### ③ 大学の信頼回復

事態の収束後、大学として、再発防止のための対応策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
教職員が犯罪に関与しているとの情報が入った。	教職員が犯罪に関与している事実が確認された。  犯罪の内容は軽微なものである。	教職員が重大な犯罪に関与している事実が確認された。  社会に与える影響が大きい。
関係者への連絡・報告	総務企画・コンプライアンス推進室、関係部局等による協議	総務企画・コンプライアンス推進室、関係部局等による協議
	危機対策本部の設置の検討 公表（HP、メディア等）の検討	

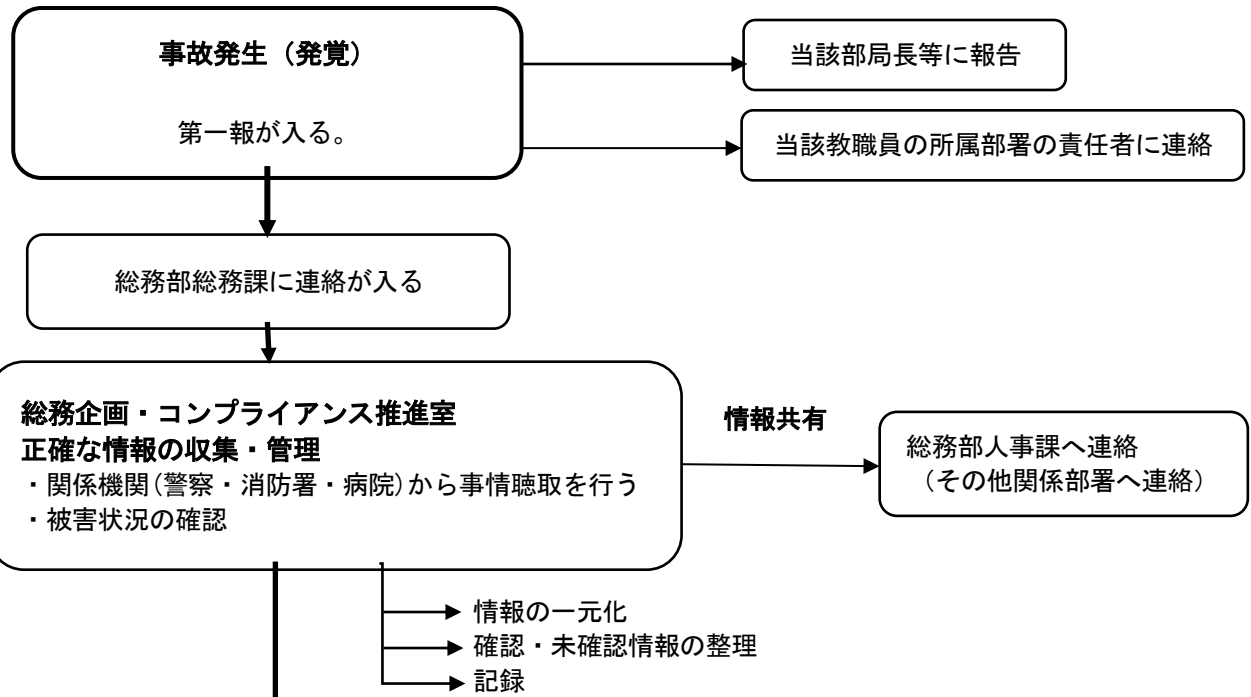
別表 2

教職員による犯罪への対応

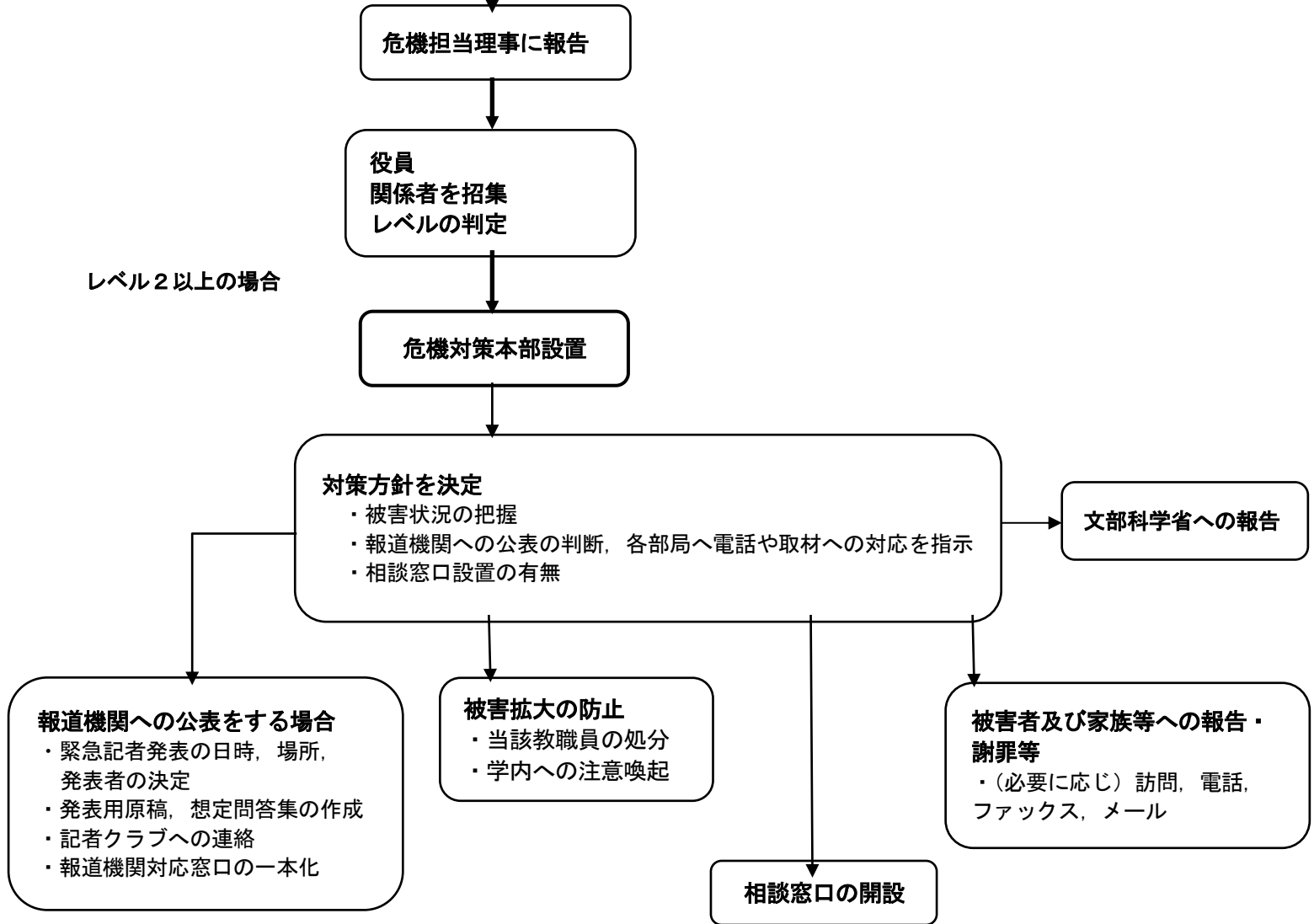
名 称	構 成 員	
危機対策本部	本 部 長：学長 副本部長：理事（危機管理担当） 本 部 員：関係理事，関係部局長，事務局担当部課長， 関係部局事務（部・課）長， その他必要と認められる者	
連絡調整窓口（学内対応）	総務企画・コンプライアンス推進室長	
学外担当窓口	報道機関対応	連絡調整・問い合わせ対応：広報室長
	文部科学省等対応	総務部長又は総務課長

## 教職員による重大な犯罪時の対応

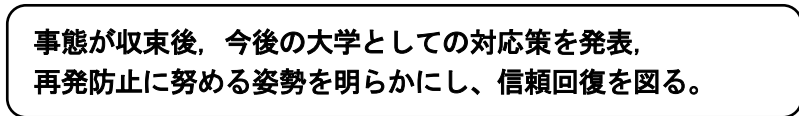
初期段階



レベル2以上の場合



次の段階



### Ⅲ 教職員に係る危機への対応

#### 4. 個人情報の紛失、漏えい

事例：職員が、事務作業に使用する、在学生の学部、学科、氏名、生年月日等のデータを記録した電磁的記録媒体を紛失した。  
その後、紛失した記録媒体に入っていた個人情報が、ネット上で公開されていることが判った。

##### (1) 初期対応

###### ① 状況把握

個人情報の紛失が発覚した場合、紛失したと考えられる場所を探し、関連部署へ落とし物の届け出がないか確認します。また、当該職員から、事案の発生又は発覚日、事案の経過等の経緯について聴取し、紛失した個人情報の内容、件数、問題の所在等、状況を把握します。併せて、関係部署へ速やかに報告します。

###### ② 漏えい情報の確認

情報の漏えいが生じた場合は、漏えいした個人情報を確認後、該当する学生に対し状況を連絡し、電話や葉書等による詐欺などに対して注意するように伝えます。犯罪性が高いと考えられる場合は、警察へ連絡します。

##### (2) 連絡体制等

###### ① 連絡系統

個人情報の紛失に気づいた職員は、速やかに上司に連絡するとともに当該個人情報を管理する当該部局の保護管理者（部局長、事務（部）長、課長等）に報告します。

報告を受けた保護管理者は、事案が発生した経緯、被害状況等を確認後、直ちに総括保護管理者（総務担当理事：所管は総務課）及び情報企画課長に報告します。

総括保護管理者は、学長に報告します。

###### ② 連絡調整窓口（学内対応）

事案への対応状況等の全ての情報は、総務課に集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

###### ③ 紛失、漏えいした情報の対象学生への連絡

紛失、漏えいした情報の該当する学生に対しては、所属部局又は学生部から状況を連絡します。

##### (3) 事案への対処等

###### ① 危機管理レベル判定（別表1参照）

学長は、危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室他関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部設置など）を検討します。

###### ② 危機対策本部の設置

学長は、危機管理レベル等により、事案への対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※ 構成員（別表2参照）

③調査委員会の設置

事案の状況を踏まえ、必要に応じて調査委員会を設置し、発生原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止のための改善策をとりまとめます。

※ 構成員（別表2参照）

(4) 学外対応

①被害者等への対応

被害者の学生の所属部局又は学生部は、個人情報の紛失、漏えいに対して謝罪を行います。

また、必要に応じ被害者に対する説明会を開催し、状況の報告等を行います。

②学外への公表等

事案の発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関との連絡調整は広報室が行い、取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

報道機関等外部からの問い合わせへの対応は事案に応じ関係部局又は事務局が行います。

③文部科学省への報告

総務部長又は情報企画課長は個人情報の紛失、漏えいの概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

①学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示板等により、個人情報保護に関する注意喚起を図ります。

②再発防止策の検討

個人情報保護に関する講演会を開催し、教職員の意識の徹底を図るなど、再発防止策等を実施します。

③大学の信頼回復

必要に応じ、ホームページ等において再発防止のための対応策を公表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>個人情報の紛失の可能性があると情報が入った。</p> <p>個人情報の入った書類のファイルの所在が確認できないことが判明</p>	<p>個人情報が漏えいした可能性があるが、データの内容は深刻な被害を及ぼすものではない。</p>	<p>個人情報が漏えいした事実が確認された。</p> <p>個人情報のうち、深刻な被害を及ぼすおそれがあるデータが漏洩した。</p>
<p>内部関係者へのヒアリング</p>	<p>必要に応じて、調査委員会を設置</p>	<p>調査委員会を設置</p>
	<p>危機対策本部の設置を検討 公表（HP、メディア等）の検討</p>	

別表 2

個人情報紛失、漏えい時の対応

名 称	構 成 員	
危機対策本部	<p>本部長：学長 副本部長：総括保護管理者(理事(総務担当)) 本部長員：理事(教育担当)、関係部局長、事務局担当部課長、関係部局事務(部・課)長、その他必要と認められる者</p>	
調査委員会	<p>事務局担当部課長、関係部局長、関係部局の事務(部・課)長、その他必要と認められる者(システム担当者、情報公開・個人情報保護管理委員会委員長等)</p>	
連絡調整窓口(学内対応)	<p>総務部総務課長</p>	
学外担当窓口	報道機関等対応	<p>調整窓口：広報室長 問合せ対応：関係部局又は事務局又は関係各課</p>
	文部科学省対応	<p>総務部長又は総務課長</p>



### Ⅲ 教職員に係る危機への対応

#### 5. 学外での事故等（国内）

事例：教員が出張中、用務終了後の帰路の途中、大規模地震が発生し車両事故により複数の教員が負傷した。

##### （1）初期対応

###### ①状況把握

当該教員の所属する部局は、事故の状況及び搬送先の病院など可能な限りの情報を収集します。

関係機関（警察、消防署、病院等）との連絡を密にし、負傷者の状況を把握し、関係部署へ報告します。また、必要な場合には事故現場や病院等へ職員を派遣します。

##### （2）連絡体制

###### ①連絡系統

第一報を受けた部署の職員は、直ちに教員が所属する部局の事務（部・課）長等に連絡するとともに、総務部（人事課）へ連絡します。部局の事務（部・課）長等は当該部局の危機管理員に報告します。人事課長は事実を確認し、総務企画・コンプライアンス推進室に連絡します。理事（総務担当）は学長へ報告します。

###### ②連絡調整窓口

事故への対応状況等の全ての情報は、人事課長へ集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

##### （3）事故への対処等

###### ①危機管理レベルの判定（別表1参照）

学長は、危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室等関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部設置など）を検討します。

###### ②危機対策本部の設置

学長は、危機レベル等により、事故の対処のために必必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※ 構成員（別表2参照）

###### ③被害者家族等への対応

被害者の所属する関係部署を通じて、被害者の家族等へ被害者の容体や事故の状況、搬送先、大学の対応について連絡、説明します。また、被害者家族が現地へ行かなければならない場合は、迅速に対応します。

**（４）学外対応**

①学外への公表等

事故の発生について、必要に応じHPやメディア等により学外へ公表します。

報道機関との連絡調整は広報室が行い、取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等からの取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行う。

報道機関等の外部からの問い合わせの対応は広報室が行います。

②文部科学省への報告

総務部長又は人事課長は、事態の概要を速やかに文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

**（５）事後対策**

①被害者への対応

被害者が復職する際には、復帰を支援するための手段を講じます。また、事故により精神的ショックを受けている場合には、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携を図りながら心のケアを行い、復帰を支援します。

②学生・教職員への周知

学生・教職員に対し、事故の経過を記した文書の配布や掲示等により、事件や事故に遭遇した場合の対応についての周知を図ります。

Ⅲ 教職員に係る危機への対応  
5. 事件・事故：災害等（国内）

別表 1

レ ベ ル 表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>教職員が事件・事故・災害等にあったとの情報が入った。</p> <p>人身への負傷が無い又は軽いと当事者から連絡があった。</p>	<p>多数の教職員が事件・事故・災害等にあったとの情報が入った。</p> <p>複数の負傷者がいる場合。</p>	<p>教職員が、重大かつ重篤な事件・事故・災害等にあったとの情報があった場合</p> <p>死亡、行方不明、又は負傷の程度が重篤及び重傷者がいる場合。</p>
関係者への連絡、報告	危機管理室、危機管理員等との協議	<p>危機管理室、危機管理員等との協議</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>
	<p>危機対策本部の設置を検討</p> <p>公表（HP、メディア等）の検討</p>	

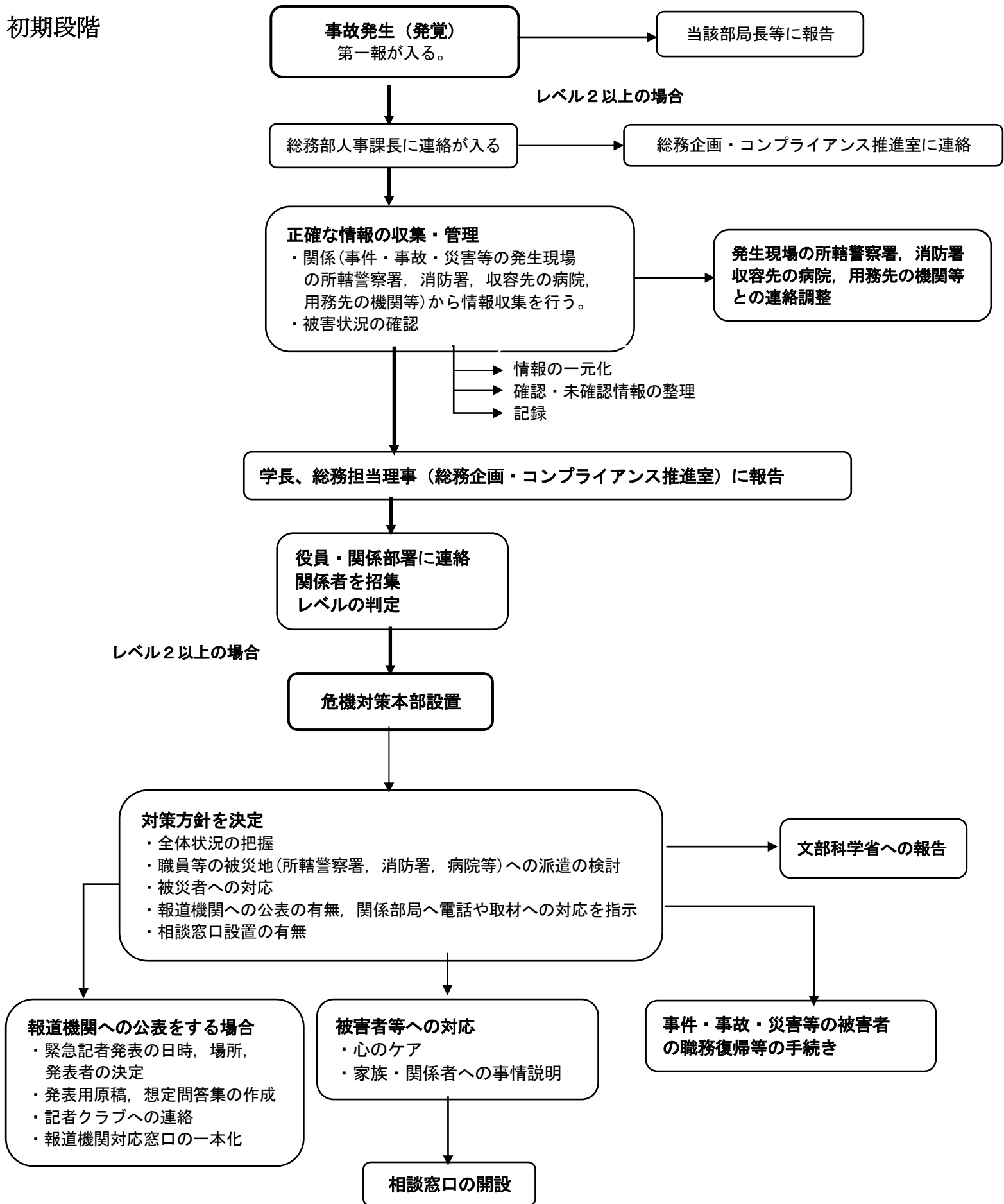
別表 2

事件・事故・災害等（国内）の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：理事（総務担当）</p> <p>本部長員：関係部局長，総務部長，人事課長，総務課長， 関係部局事務（部・課）長，その他必要と認められる者</p>	
被害者相談窓口	<p>関係部局長又は事務局担当部課長， 産業医，安全衛生担当者， その他必要と認められる者</p>	
連絡調整窓口（学内対応）	総務部人事課長	
学外担当窓口	報道機関対応	<p>調整窓口：広報室長</p> <p>問い合わせ対応：関係部局、人事課</p>
	文部科学省等対応	総務部長又は人事課長

## 国内における事件・事故・災害等発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後，できる限りの対応をしたのか検証を行い，必要があれば検証結果を踏まえて以後の対応に反映させる。

### Ⅲ 教職員に係る危機への対応

#### 6. 学外での事故等（国外）

事例：本学の学生・教職員らのグループが、海外研修で、海外に滞在中、建物爆破事件に巻き込まれ、本学の学生・教職員3人も重軽傷を負い、救急車で市内の病院に搬送されたとそれぞれの留守家族に現地より連絡があり、家族から本学にも連絡が入った。

##### （1）初期対応・情報収集

###### ①状況把握

連絡を受けた学生部国際事業課長は、事案発生状況を関係機関（滞在先機関、外務省、文部科学省、在外日本大使館等）と連携を図りながら、事案に関する正確な情報の収集、整理を行います。

###### ②危機管理レベルの判定（別表1参照）

国際事業課長は、速やかに理事（研究・国際担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

##### （2）連絡体制

###### ①連絡系統

第一報を受けた当該部局職員は、その内容を上司及び関係部局の危機管理員（部長）等に報告するとともに、直ちに国際事業課長（連絡調整窓口）へ連絡します。

連絡を受けた国際事業課長は、速やかに学長、理事（国際交流担当・危機管理担当）に報告します。

また、危機レベルが2以上と判断された場合には、国際事業課長は総務部総務課長にも連絡します。

###### ②被害者家族等への連絡

国際事業課長から連絡を受けた被害者の所属する関係部署または、海外研修等の実施部局は、被害者家族等へ事故の状況や被害者の容体、搬送先などの情報の提供を行います。

##### （3）対策本部

###### ①構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

###### ②事故状況の把握

###### (ア)文部科学省の事業で出張の場合

国際事業課長から、文部科学省の担当課に連絡するとともに、外務省、在外公館と連携を図りながら事故の状況に関する正確な情報を収集・整理します。

###### (イ)日本学術振興会、日本国際協力機構等の事業で出張中の場合

国際事業課長から、日本学術振興会、日本国際協力機構等の担当者に連絡す

### Ⅲ 教職員に係る危機への対応

#### 6 事件・事故・災害等（国外）

るとともに、状況に応じて文部科学省、外務省及び在外公館と連携を図りながら事故の状況に関する正確な情報を収集・整理します。

#### (ウ) その他の場合（出張、研修、留学中の場合）

国際事業課長は、状況に応じて文部科学省、外務省及び在外公館等と連携を図りながら事故の状況に関する正確な情報を収集・整理します。

国際事業課長から連絡を受けた被害者の所属する関係部署又は、海外研修等の実施部局は、上記3ケースのいずれの場合でも、収集・整理した正確な情報を必要に応じて被害にあった学生・教職員の家族等へ提供します。

#### ③ 職員の派遣

事故の状況を踏まえ、被害者の帰国や被害者家族の現地派遣が必要な場合には、その手続を速やかに行う。また、帰国手続等の為に現地への職員派遣が必要を認められる場合には、速やかに職員を現地に派遣し、対応にあたらせる。

### (4) 学外への公表等

#### ① 事案発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関との連絡調整は広報室が行い、取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

報道機関等外部からの問い合わせへの対応は、国際事業課長が行います。

#### ② 文部科学省への報告

理事（研究・国際担当）の指示により、学生部長又は国際事業課長は事態の概要を速やかに文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

### (5) 事後対策

#### ① 被害者への対応

被害者が復職する際には、復帰を支援するための手段を講じます。

また、事故により精神的ショックを受けている場合には、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携を図りながら心のケアを行い、復帰を支援します。

#### ② 学生・教職員への周知

学生・教職員に対し、事故の経過を記した文書の配布や掲示等により、海外で事件や事故に遭遇した場合の対応についての周知を図ります。

別表 1

## レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>学生・教職員が海外出張中に事件・事故・災害等にあったとの情報が入った。</p> <p>人身への負傷が無い又は軽いと当事者から連絡があった。</p>	<p>学生・教職員が事件・事故・災害等にあったとの情報が入った。</p> <p>負傷の程度が重軽傷で被害者の数が多数の場合。</p> <p>事件・事故・災害等にあったとの情報は入ったが、当事者と連絡がとれない状態</p> <p>報道機関から本学教職員の安否の照会または取材の申込みがあった。</p>	<p>学生・教職員が、事件・事故・災害等により負傷し、深刻な状況にあるという事実が確認された。</p> <p>死亡、行方不明または負傷の程度が重篤及び重傷で被害者の数が多数の場合。</p> <p>報道機関から本学教職員の安否の照会または取材の申込みが殺到している。</p>
<p>事実関係の確認 (外務省、文部科学省、滞在先機関、在外公館等)</p> <p>家族等関係者への連絡・対応</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p> <p>国際事業課に情報の一元化窓口の設置</p> <p>家族等関係者への連絡・対応</p> <p>事故及び負傷の状況の調査・情報収集</p>	<p>緊急対策本部の設置</p> <p>報道機関の対応窓口を設置</p>

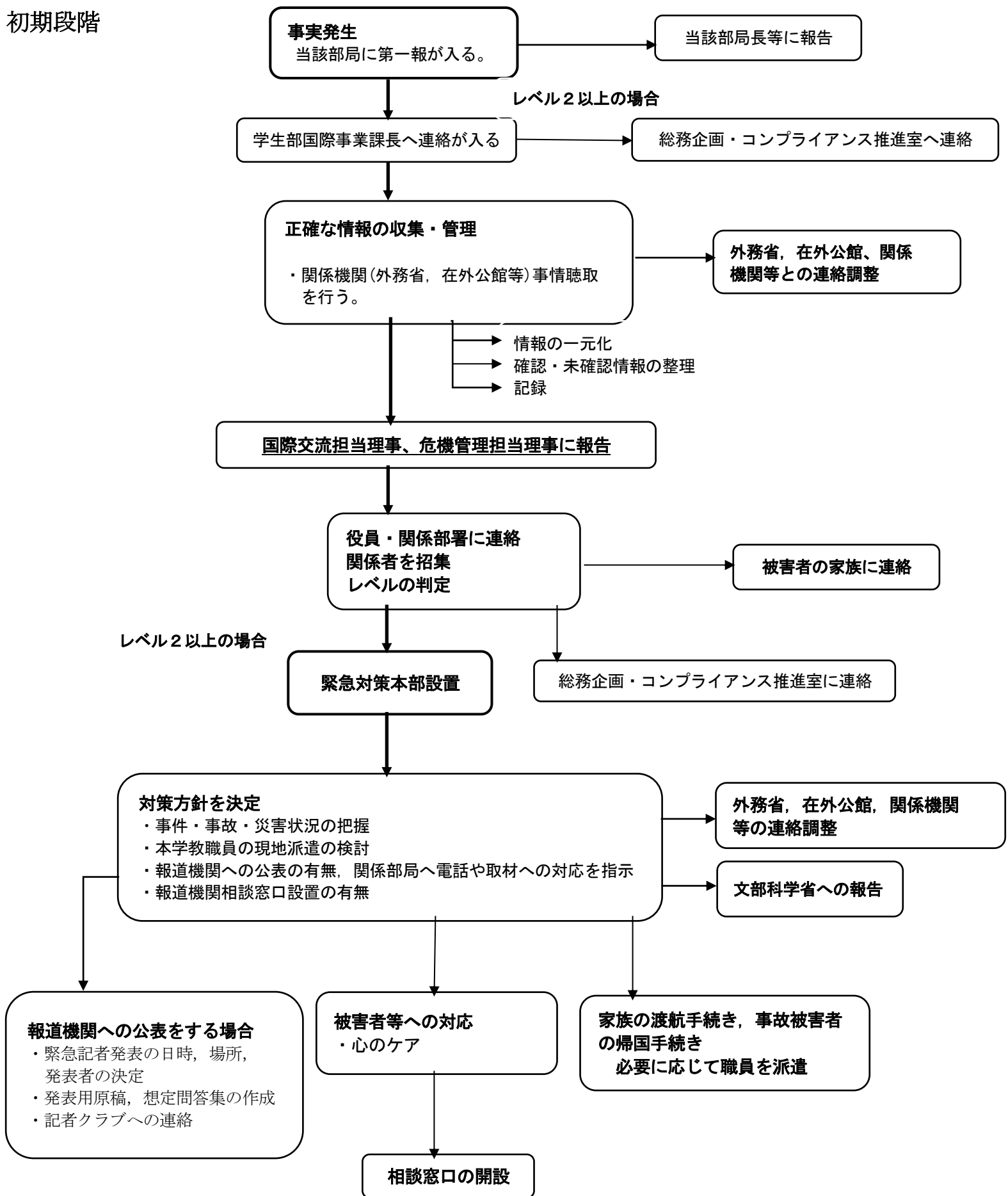
別表 2

## 事件・事故・災害等（国外）の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	本 部 長：学長 副本部長：理事（研究・国際担当） 本 部 員：理事（総務担当）関係部局長，事務局担当課長， 関係部局事務（部・課）長，その他必要と認められる者	
被害者相談窓口	学生部国際事業課長，産業医，安全衛生担当者， その他必要と認められる者	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部国際事業課長	
学外担当窓口	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問い合わせ対応：国際事業課長
	文部科学省等対応	学生部長又は国際事業課長

## 国外における事件・事故・災害等発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、できる限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果を踏まえて以後の対応に反映させる。